

○放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（下線の部分は改正部分）

変更案						現行							
第1～第6（略）						第1～第6（略）							
第7 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等						第7 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等							
1・2（略）						1・2（略）							
3 一般放送事業者の放送						3 一般放送事業者の放送							
(1)（略）						(1)（略）							
(2) 総合放送（県域放送）						(2) 総合放送（県域放送）							
放送対象地域	親局			中継局			放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 ？ 千葉県	(略)						北海道 ？ 千葉県	(略)					
東京都	東京	20	3				東京	20	3				
				新島	20	0.03				多摩	20	0.01	
				八丈	41	0.01				新島	20	0.03	
										八丈	41	0.01	
神奈川県 ？ 沖縄県	(略)						神奈川県 ？ 沖縄県	(略)					
(注1)～(注5)（略）						(注1)～(注5)（略）							
第8～第13（略）						第8～第13（略）							